



気象庁

松山地方気象台

Matsuyama Local Meteorological Office, JMA

報 道 発 表

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災



令和 7 年 5 月 28 日
松 山 地 方 気 象 台

愛媛県の洪水警報・注意報発表基準の変更について

愛媛県の洪水警報・注意報の発表基準の見直しを行いました。
新しい発表基準は令和 7 年 5 月 29 日 13 時から適用します。

洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。今般、最新の災害資料等を用いて基準の見直しを行い、下記のとおり発表基準を変更することとしました。

この基準変更は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※の判定にも反映します。

記

1 基準変更日時

令和 7 年 5 月 29 日（木）13 時

2 基準を変更する市町

松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、
四国中央市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、松野町、
鬼北町、愛南町

3 発表基準

5 月 29 日 13 時以降、以下の URL（気象庁ホームページ）に掲載します。

警報・注意報発表基準一覧表（愛媛県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/ehime.html>

※洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

【参考】愛媛県の気象警報・注意報発表状況

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#lang=ja&area_type=offices&area_code=380000

問合せ先：松山地方気象台 担当 田村

電話：089-933-3610